

## 吉賀町太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町の交付する太陽光発電システム等導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、吉賀町補助金等交付規則（平成18年吉賀町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金交付の目的等)

第2条 町は、再生可能エネルギーの導入促進を図るため、別表に掲げる設備（以下「対象設備」という。）の設置をする者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 事業者は、町内に住所を有する者であって、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内の住宅、若しくは建築予定の住宅へ別表に掲げる対象設備を設置する者であること。
- (2) 別表に掲げる種類1の対象設備を設置する者については、自ら電力会社と電灯契約を結んでいる個人であること。
- (3) この告示及び吉賀町住宅用太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱（平成24年吉賀町告示第16号）の規定に基づく同種類の対象設備の補助金の交付を過去に受けていない者。

(補助対象設備及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる設備及び対象経費に係る補助金の額は、別表に定めるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、対象設備の設置工事を着手する前に、吉賀町太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長へ提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を吉賀町太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 事業者は、次の各号に掲げる変更が生じたときは、吉賀町太陽光発電システム等導入促

進事業補助金交付変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- （1） 補助金交付申請額を変更するとき。
- （2） 補助対象経費の額を変更するとき。
- （3） 事業を中止、又は廃止するとき。
- （4） その他目的の達成に影響を与える変更があるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の変更等を決定した場合、吉賀町太陽光発電システム等導入促進事業補助金交付変更（中止・廃止）決定通知書（様式第4号）により事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 事業者は事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月30日のいずれか早い日までに吉賀町太陽光発電システム等導入促進事業補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、吉賀町太陽光発電システム等導入促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により当該事業者に通知するものとする。

（補助金額の請求）

第10条 事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、吉賀町太陽光発電システム等導入促進事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第11条 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、規則第15条の規定により、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、事業の当該取消に係

る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 町長は、規則第16条第2項の規定により、補助事業者等に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

種類	対象設備の要件	補助金の額
1	<p>太陽光発電システム</p> <p>(1) 住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。</p> <p>(2) 設置する建物は住居として使用されているもの、又は住居として使用される予定のものであること(店舗、事務所等との兼用は可とする。)。なお、前文の建物の存する敷地内であれば、設置箇所は建物上に限らない。ただし、いずれも住宅の分電盤を経由する1電力受給契約(1連系)となっている場合のみ対象とする。(リース契約による太陽光発電設備の設置は対象外とする。)</p> <p>(3) 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)</p>	<p>3kW以下の補助単価は1kW当たり35,000円、3kWを超えて4kW以下の補助単価は1kW当たり20,000円。(上限額は4kW、125,000円。)</p> <p>補助金の額は太陽光電池の最大出力(kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)に、単価を乗じて得た額とする。(1,000円未満の端数は切り捨てる。)</p>
2	<p>太陽熱利用設備(ソーラーシステムに限る。)</p> <p>(1) 太陽熱を給湯又は冷暖房等に利用する設備であるもの。</p> <p>(2) 貯湯部分が集熱器と分離されていること。</p>	<p>設置費用の1/2以内とし、300,000円を上限とする。(1,000円未満の端数は切り捨てる。)</p>

(3) 未使用品であること。(中古品は対象外とする。)

(4) 対象経費は集熱器、貯湯ユニット、附帯機器、架台、配管及び配線等部材、据付工事費とする。